

唐僧義空についての初歩的考察 唐商徐公祐から 義空への書簡

その他のタイトル	Rudimentary Studies of Tang Priest Giku: The Letters Addressed to Tang Priest Giku from a Tang Merchant Jokoyu
著者	大槻 暢子
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian Cultural Interaction Studies
巻	1
ページ	129-140
発行年	2008-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/3174

唐僧義空についての初歩的考察

— 唐商徐公祐から義空への書簡 —

大槻 暢子

Rudimentary Studies of Tang Priest Giku:

The Letters Addressed to Tang Priest Giku from a Tang Merchant Jokoyu

OTSUKI Yoko

At the end of the last volume of Kukai's *Koya Zappitsu-shu* (高野雜筆集) collection of correspondences, there are letters addressed to the Tang Dynasty monk Giku in Japan and to the boy Koba, etc., who served at his side. Amongst those, I took up the 3 letters sent by Tang Dynasty merchant Jokoyu, who was engaged in trade between Japan and Tang Dynasty China in the middle of the ninth century and who stayed at the Dazaifu Korokan guesthouse for foreign embassies in Japan. I have attempted to offer a basic explanation in regard to the content of those letters and have traced the negotiations and footsteps of the Tang Dynasty merchants and monks who were involved in exchange between Kyoto and Dazaifu, in Fukuoka Japan.

キーワード：高野雜筆集，書簡，義空，徐公祐，大宰府鴻臚館

はじめに

838（承和5）年6月，仁明朝の遣唐使が日本から唐へと出発した。『入唐求法巡礼行記』を記した円仁は，遣唐大使と同じ第一船に乗船し入唐を果たす。入唐を志す僧侶にとって遣唐使船は，日唐間を往来する重要な手段であったが，承和の遣唐使発遣を最後として日本からの正式な使節は唐へ遣わされなくなる。現に，円仁は唐での10年にわたる求法後，847（承和14）年9月に金珍らの新羅商船に乗り登州赤山浦から出帆し帰国している（『入唐求法巡礼行記』）。このように9世紀中葉以後，日本の僧侶は頻繁に日唐間を往来する唐や新羅の商船に便乗して唐へ渡り，帰国時も世話になる例がみられる。

また一方で円仁と同時代に唐から日本へ渡り，日本での禅宗教化を目指した義空という唐僧がいる。空海の書簡集『高野雜筆集』下巻末尾には，9世紀中葉に日本へ渡った唐僧義空や同道した僧の道肪，義空に仕える童子胡婆等に宛てて在唐の同法僧，唐商等から差し出された書簡がみられる。書簡はあわ

せて18通が所収され、高木神元氏によって書簡の訓み下しと内容の読解がなされた¹⁾。その後、石井正敏氏²⁾や田中史生氏³⁾によって書簡の分析が進められている。

本稿では、これらの書簡群の宛先の多くを占める唐僧義空の日本での足跡を追う。あわせて日本へ来航した唐商徐公祐が京に滞在する義空へ差し出した書簡の内容について初歩的な分析を行い、9世紀中葉の日本における唐僧と唐商人の交渉を辿ってみたい。

一 唐僧義空について

1 義空の渡来経緯

書簡群の宛先にみえる唐僧義空については1322（元亨2）年成立の仏教史書『元亨釈書』に詳しく記されている。

『元亨釈書』卷第六 浄禅三之一 唐国義空⁴⁾

釈義空、唐国人、事_二塩官齊安国師_一、室中推為_二上首_一、初慧萼法師跨_レ海覓_レ法、吾皇太后橘氏、欽_二唐地之禅化_一、委_二金幣於萼_一、扣_二聘有道尊宿_一、萼到_二杭州靈池院_一参_二于国師_一、且通_二太后之幣_一、国師感嗟納_レ之、萼曰、我国信根純熟、教法甚盛、然最上禅宗未_レ有_レ伝也、願得_二師之一枝仏法_一為_二吾土宗門之根柢_一、不_二亦宜_一乎、国師令_二空充_二其請_一、空便共_レ萼泛_レ海著_二大宰府_一、萼先馳奏、勅迎_レ空館_二于京師東寺之西院_一、皇帝賚錫甚渥、太后創_二檀林寺_一居焉、時時間_レ道、官僚得_二指受_一者多、中散大夫藤公兄弟其選也、（後略）

以上によると義空は、杭州塩官県靈池院の齊安国師の弟子であった⁵⁾。そして唐で禅が盛んなことを知った日本の皇太后橘嘉智子の意により、慧萼が弊を委ねられ唐へと遣わされた。唐に渡った慧萼は、杭州靈池院の齊安国師との面識を得て、室中の上首であった義空を招聘するに到る。義空は渡来後、勅によって東寺の西院に住み、のちに橘嘉智子創建の嵯峨檀林寺に移った。また橘嘉智子だけでなく皇帝（仁明天皇）⁶⁾や中散大夫藤公兄弟といった官僚の帰依も厚かったことが知られる。

義空が日本へ渡った年次については、『元亨釈書』卷第十六 力遊 唐補陀落寺慧萼⁷⁾に

釈慧萼、齊衡初、応_二橘太后詔_一、齎_レ幣入唐、着_二登萊界_一、抵_二雁門_一上_二五臺_一、漸届_二杭州塩官県靈池寺_一、謁_二齊安禅師_一通_二橘后之聘_一、得_二義空長老_一而帰、（後略）

1) 高木神元「唐僧義空の来朝をめぐる諸問題」（『空海思想の書誌的研究』法蔵館、1990年、初出1981年）。高木氏の説は、この論文による。

2) 石井正敏「九世紀の日本・唐・新羅三国間貿易について」（『歴史と地理』394、1988年）

3) 田中史生「唐人の対日貿易 — 『高野雑筆集』下巻所収「唐人書簡」の分析から —」（『経済系』229、2006年）。田中氏の説は、この論文による。

4) 新訂増補国史大系『元亨釈書』（吉川弘文館、2000年）99-100頁。

5) 『宋高僧伝』卷11 唐杭州塩官海昌院齊安伝。田中健夫編『善隣国宝記 新訂続善隣国宝記』（集英社、1995年）515頁参照。

6) 皇帝は仁明天皇。佐伯有清「円珍と円覚と唐僧義空」（『最澄とその門流』吉川弘文館、1993年）、207-208頁参照。中散大夫藤公兄弟の人物比定については、今後の課題としたい。

7) 新訂増補国史大系『元亨釈書』（吉川弘文館、2000年）234頁。

とあり、「齊衡初，橘太后の詔に応じ，幣を齎し入唐す」と記されている。しかし義空へ宛てられた書簡のなかには、「齊衡初」である854年を遡る在唐僧雲叙より差し出された「大中三年六月七日」（849年）付けの書簡があることから，高木誦元氏によって疑問が呈され，義空招聘に尽力した慧萼の日唐間の往来を追跡することにより義空渡来の年次について検討が加えられている。

慧萼の日唐間の往来については，円仁の入唐から帰国までの日記『入唐求法巡礼行記』より追うことができる。まず慧萼は841（唐・会昌元，日本・承和8）年9月～翌年春にかけて在唐していた。その間，五臺山に詣で，天台山に往き，842年中には日本へ帰ったようである⁸⁾。この時，慧萼帰国の理由としては，「其師主發願し，十方僧供を求めん為」（『入唐求法巡礼行記』巻3 会昌元年9月7日）であった。そのなかには「五臺供」（『入唐求法巡礼行記』巻4 会昌5年7月5日）もあった。

高木氏によると842（会昌2，承和9）年の慧萼帰国時，義空は伴っていなかったとされる。その理由として義空宛書簡のうち唐商徐公直からの「大中六年五月廿二日」（852年）付書簡に「頂謁せざりしより来，数歳を累経す」とあることから，義空の渡来が842年であったとすれば，書簡を受け取ったのはすでに渡来後十年を経過したときのことになり，書中の「数歳」という文言にそぐわないと述べられた。

慧萼は842年に帰国した後も，再び入唐しており，845（会昌5，承和12）年には武宗による会昌の廃仏に遭遇し還俗させられ楚州に滞在していた⁹⁾。そして『続日本後紀』承和14年7月辛未条に

天台留学僧圓載廉從仁好及僧惠萼等至，自大唐，上奏圓載之表状，唐人張友信等卅七人同乘而來着，

とあり，再度入唐していた慧萼が唐人張友信等四十七人とともに帰国したことが知られる¹⁰⁾。高木氏はこの847（承和14）年の慧萼帰国に伴い義空は同法僧道昉とともに渡来したとされる。この義空渡来の背景には，慧萼も遭遇した会昌の廃仏によって荒廃した中国仏教界への憂慮があったため，日本への渡来が実現したとも述べられる。

義空の日本滞在の確かな足跡は『高野雑筆集』下巻所収の書簡群の日付中に大中三年や大中六年といった年次が見えることから849年～852年，日本では嘉祥2年～仁寿2年の仁明朝末から文徳朝初めにかけて認められる。

また義空は，日本において太皇太后橘嘉智子やその所生の仁明天皇といった貴顕からの帰依が厚かった。特に橘嘉智子は『文徳天皇実録』嘉祥3年5月壬午条の崩伝に「后，自ら泡幻に明らかにして，篤

8) 『入唐求法巡礼行記』巻3，841（唐・会昌元，日本・承和8）年9月7日「聞日本僧惠萼，弟子三人到五臺山，其師主發願，為求十方僧供，却歸本国，留弟子僧二人令住臺山，」。

『同』巻3，842（会昌2，承和9）年5月25日「円載留学僧廉從仁済来，便得載上人会昌元年十二月十八日〔書〕，（中略）又楚州新羅訳語劉慎言，今年二月一日，寄仁済送書云，（中略）惠萼和尚附船到楚州，已巡五臺山，今春擬返故郷，慎言已排比人船訖，其萼和尚去秋暫往天台，冬中得書云，擬趁李隣徳四郎船，取明州帰国，縁萼和尚錢物衣服并弟子悉楚州，又人船已備，不免奉邀，從此發送，（後略）」。

9) 『入唐求法巡礼行記』巻4，845（会昌5，承和12）年7月5日「（前略）又日本国惠萼闍梨〔弟〕子会昌二年，礼五臺山，為求五臺供，就李隣徳船却歸本国去，年々將供料到来，今遇国難還俗，見在楚州云々，（後略）」。

10) 新訂増補国史大系『続日本後紀』（吉川弘文館，1971）199-200頁。しかし，847（承和14，大中元）年7月辛未条には，義空の名は記されていない。

く仏理を信ず。一の仁祠を建てて檀林寺と名づけ、比丘尼持律者をして寺家に入住せしむ。仁明天皇、其の功德を助け、五百戸を施捨し、封じて以て供養に充つ。」とあり、篤く仏教を信じていたことが述べられ、橘嘉智子創建の檀林寺へは仁明天皇の援助もあったことが知られる¹¹⁾。後に義空は、この檀林寺に入住している。

さらに崩伝には「后、嘗て多く宝幡及び繡文袈裟を造り妙巧を窮盡す。左右其の意を知らず。後に、沙門惠萼をして海に泛び入唐せしめ、繡文袈裟を以て、定聖者・僧伽和上・康僧等に施し奉る。宝幡及び鏡奩之具を以て、五臺山寺に施入す。」とあり、橘嘉智子の意により慧萼が唐に遣わされ、繡文袈裟が霊異ある僧へ、宝幡及び鏡奩之具が五臺山寺に施入されたことが記される。先の『元亨釈書』や『入唐求法巡礼行記』の記事とあわせ、慧萼が仏教を篤く信じた橘嘉智子を施主として日唐間を往来していたことがよく理解できる。

2 義空の渡来後の動向

義空が日本へと招かれて渡来したその後の動向はあまり明らかにはなっていない。1532（天文元）年成立の百科辞書、『塵添壺囊鈔』巻第十五 卅六、東寺瑪瑙ノ文ノ事、付惠萼渡唐事に「此ノ義空帰国ノ後惠萼又渡唐シテケリ、」と記され、1678（延宝6）年成立の『延宝伝燈録』巻第一、唐杭州海昌院齊安国師法嗣に「稍、数歳を歴て唐の檀越貴介、書を寄せ師を招き、遂に唐に帰す」とあることから、その後唐へ帰ってしまったと考えられ、田中史生氏によると滞在期間は十年にも満たなかった可能性が高く、856（唐・大中10、日本・斉衡3）年前後までの間と推定されている。

また『延宝伝燈録』の著者元師蛮は『本朝高僧伝』という1702（元禄15）年成立の僧伝も編纂しており、巻第十九 浄禅三之一には「洛陽檀林寺沙門義空伝」が収載されている。師蛮は、その序と凡例によると『本朝高僧伝』編纂にあたり、『元亨釈書』の遺漏を補うべく、南北両都に赴いて、「禅録教策、王庫之史、公府之乗、釈志神書、以て雑記稗説に至る」まで広範な史料の蒐集につとめたという¹²⁾。

そうした師蛮の言の通り、『本朝高僧伝』の義空伝には近世に成立した僧伝ながら『元亨釈書』よりも詳しい情報や記述がみられる。現在『高野雑筆集』下巻に所収される書簡群も実見しており、唐人書簡は「現に梅尾之文庫に在り」とその所在を示し、うち2通を引載する。

『本朝高僧伝』においても「空、数歳を歴て大唐に帰す」と義空の帰唐が記される。さらに師蛮は、義空伝の賛において、義空渡来後「然るに実参、実悟せし者、橘后一人のみ、空公、時未だ熟せざるを知り、之を辞して帰唐す」と記し、禅宗への理解を示したのが橘嘉智子一人である日本の現状をみた義空は帰唐してしまったという。

11) 檀林寺の創建時期は明確にはわからないが、『続日本後紀』836（承和3）年閏5月壬午条に「右京少属秦忌寸安麻呂、造檀林寺使主典同姓家継等、賜姓朝原宿祢、」とある。また『同』承和9年9月乙未条には「修太上天皇七七御齋於檀林寺、」とあり、同年7月15日に崩じた嵯峨太上天皇の七七齋が修せられている。檀林寺については、西田直二郎「檀林寺遺址」（『京都史蹟の研究』吉川弘文館、1961年）、胡口靖夫「橘氏の氏寺について — 伝橘諸兄建立の井手寺を中心として —」（『古代文化』29-8、1977年）など参照。

12) 西本昌弘「仁耀伝小考」（『続日本紀研究』334、2001年）において、元師蛮『本朝高僧伝』の記載の信憑性が指摘されている。

義空が日本の仏教界や僧侶に対してもっていた意見については、佐伯有清氏によって円珍の記す『仏説観普賢菩薩行法經文句合記』卷下末の文章が紹介される¹³⁾。

又本朝沙弥、多無_二仏法_一、謂不_レ学_二六念_一、不_レ結_二夏安居_一、不_レ上_二布薩堂_一、不_レ解_レ蓄_二二衣_一變五條
七條鉢具、是大無慙、幾与_レ俗異、既無_二仏法_一、……其得_二度縁_一受戒僧尼、只為_二己活_一、曾無_二護法守戒之心_一、衣色同_レ俗、都無_二定色_一、令_四他客僧義空等、責_三昔鑑真來此伝戒有_二何軌則_一、僧頭似_レ唐行之与_レ衣、曾無_二交接_一、一切行事多与_レ戒背、……

円珍は日本の僧尼について、ただ己のために生き、護法守戒の心がないことを述べ、衣の色は俗と異ならなかったという。そして、そのような日本の現状をみた客僧義空等は、昔鑑真が来てより此（日本）の伝戒、何の軌則があろうか、との責言を記している。

上記の円珍の文章は、卷末の記載より888（仁和4）年6月21日までに記されたものであるが、853（日本・仁寿3、唐・大中7）年入唐、858（日本・天安2、唐・大中12）年に帰国した円珍にとって義空は同時代の人物であり、恐らく入唐する前から義空の存在は知るところであったろう¹⁴⁾。この円珍の記述により、師蛮が述べるように禅宗へ理解を示す者が橋嘉智子一人であったため義空は帰唐してしまったとの説にも信憑性が増すと思われる。

義空に帰依した橋嘉智子は850（嘉祥3）年5月4日に崩じており、仁明天皇は、それ以前の嘉祥3年3月21日に崩じている¹⁵⁾。円珍が述べるような日本の状況をあわせ考えると、義空は橋嘉智子が崩じたのち、次第に帰唐の心を固めていったのではないだろうか。

次に、視点を日本に滞在中の義空へ書簡や信物を贈った唐商徐公直・徐公祐にうつしてみたい。

二 徐公直・徐公祐より義空宛書簡と信物

『高野雑筆集』下卷所収の書簡群18通の内、9通が徐公直・徐公祐という兄弟からの書簡である。石井正敏氏によると徐公直は資本家として弟の徐公祐を日本に派遣し貿易を行なっていたと考えられる唐の商人であった。また徐公直は書簡の肩書に「婺州衙前散将」（某年5月27日付書簡）、「蘇州衙前散将」（大中6年5月22日付書簡）とみえることから、節度使の意向を受けて貿易をおこなっていた可能性が指摘されている¹⁶⁾。

これらの徐公直・徐公祐兄弟の書簡には、義空や日本へ同道した道昉、義空に仕える童子胡婆への信物など、唐よりもたらされた品々が見られる。徐公直からは度（敷物）・砂糖・蜜・鞞鞋・越綾などが義空に贈られ、徐公祐からは茶・白茶椀・越坵子・青瓶子・銅匙筋・香などが贈られている。唐商徐公直・徐公祐の義空たちへの贈物については、田中史生氏によって産地や入手ルートについて分析が加えられている。

13) 園城寺編『智証大師全集』中巻（同朋社、1978年）508頁。佐伯有清「円珍と円載と日本新院」（『智証大師伝の研究』吉川弘文館、1989年）、「円珍と円覚と唐僧義空」（『最澄とその門流』吉川弘文館、1993年）209-210頁。

14) 佐伯有清『円珍』（吉川弘文館、1990年）256頁。

15) 『文徳天皇実録』850（嘉祥3）年5月辛巳条。『続日本後紀』嘉祥3年3月己亥条。

16) 先掲注2）論文。

田中氏によると義空たちへの書簡を運んだ徐公祐は、杭州湾へ注ぐ銭塘江を挟み、その南北に広がる両浙地域を拠点とした交易者であった。徐公祐がもたらした信物の特徴としては、その本拠とした江南地域のものが多く含まれ、特に青磁や綾といった越州の代表的な名産品の存在を指摘される。一方、唐国内の流通によって入手されたと考えられる白磁や香類については、白磁が揚州ルート、南海交易によって唐にもたらされる香類は広州ルートからの入手を想定される。また茶は、9世紀中葉に江南地域で活発に生産・売買が行われていたことを述べられ、茶とともに陶磁器等が義空へと贈られていることから江南地域からの茶文化移入を示唆される。

以上のように『高野雑筆集』下巻所収の唐僧義空に関わる書簡群は、日唐間の仏教交渉に関わって行動する僧侶だけでなく、9世紀中葉の唐商の実態を知る手がかりを提供する。さらに唐文化移入を考える上での一級史料といえる。

そこで、まず日唐間を往来した唐商徐公祐の書簡のうちから3通を取り上げ、具体的な内容を読みながら9世紀中葉の日本に来航した唐商人の行動を追ってみたい。

1 徐公祐の書簡

①某年6月30日付の義空・胡婆宛書簡2通¹⁷⁾

徐公祐より義空宛

瞻奉已久，誠仰惟深，季夏毒熱，伏惟和尚道体万福，即日公祐俗務常勞，不審，比日法体何如，公祐從六月五日發明州，至廿日到此館中，且蒙平善，伏承真寂和尚遷化，聞問驚怛，情不能已，無任酸哽之至，子姪胡婆在京甚煩和尚仁德，家中將得少許衣服及信物來，無好信得附從，伏望和尚垂情發遣，一來已後的不妨驅使，公祐蘇州田稻三二年全不収，用本至多，因此困乏，前度所將貨物來，由和尚與將入京，不免有損折，今度又將得少許貨物來，不審，胡婆京中有相識，投託引用處否，望與發遣來鎮西府取之，五斤香處置，乞不責下情，限以路遙，未由禮謁，不宣，俗弟子徐公祐和南，
六月卅日

和尚法前

家兄亦有狀及信物，候官中開庫附往，謹空，

瞻奉すること已に久し。誠仰惟れ深し。季夏毒熱なり。伏して惟るに和尚道体万福ならん。即日、公祐、俗務に常に勞す。不審、此日法体何如に。公祐、六月五日從り明州を發し、廿日に至りて此館中に到る。且し平善を蒙る。伏して真寂和尚の遷化を承る。聞問し驚怛し情已むこと能わず。酸哽の至に任えず。子姪の胡婆、京に在りて和尚の仁德を甚だ煩はさん。家中より少し許の衣服及び信物を將し得て來る。好信に附從を得ること無し。伏して望むらくは、和尚、情を垂れて發遣せられんことを。一たび來りて已後、的に驅使を妨げず。公祐、蘇州の田稻三二年、全く収せず。用本より至って多し。此に因って困乏す。前度、將す所の貨物來るは、和尚に由り與に將に入京せんとす。損折有ることを免れず。今度、又少し許の貨物を將し得て來る。不審、胡婆は京中に相識有り

17) 3通の書簡について、先掲注1) 高木氏論文の校訂を参照した。

て、投託引用して処すや否や。望らくは、与に発遣して鎮西府に來り、之を取られんことを。五斤の香は処置せり。下情を責めざるを乞ふ。限るに路遥なるを以て、未だ礼謁に由なし。不宣。俗弟子徐公祐、和南。

六月卅日

和尚法前

家兄よりも亦、状及び信物有り。官中の開庫を候ちて往くに附せん。謹空。

徐公祐より胡婆宛

別汝已久、憶念殊深、吾六月初發明州、廿之到鴻廬館、州宅中婆万福、汝父母並万福、弟妹已下亦蒙平善、不審、汝在彼如何、家中將渴衣服來与汝、汝且辭和尚、暫來鎮西府、一轉不妨多日、見汝在即余留面処分、不具、叔公祐、委曲分付、

六月卅日

胡婆省 後寛

汝に別れること已に久し。憶念殊に深し。吾、六月の初に明州を發ちて廿にして鴻廬館に到る。州の宅中、婆は万福なり。汝の父母並に万福なり。弟妹已下亦平善を蒙る。不審、汝、彼に在りて如何に。家中より渴（褐）衣服を將し來りて、汝に与えんとす。汝、且く和尚を辭して、暫く鎮西府に來れ。一たび轉ずるに多日を妨げず。汝の在るを見て即ち余留は面に処分せん。不具。叔公祐。委曲は分付せん。

六月卅日

胡婆省 後寛

以上の徐公祐より義空・胡婆宛書簡2通は、日付や内容から同時に差し出された書簡と考えられる¹⁸⁾。義空・胡婆宛書簡両方の内容より判明することをみていくと、徐公祐は6月5日に明州より船出し、6月20日に大宰府鴻廬館に到って、この書状を出している。そして、在京し義空の側に仕える甥の胡婆を、家中より持参した胡婆の衣服や信物を取りに來るよう大宰府へ發遣することを申し入れている。

また義空宛書簡には、同法僧と考えられる真寂和尚の遷化を記し、蘇州の田稻が2・3年の間、収穫がなく困乏していることも伝えている。そして香薬5斤を義空へと書状に附して贈っていることもみえる。一方、胡婆宛書簡では故郷の祖母・父（徐公直）母・弟妹等が平善に暮らしていることを知らせる。

ここで特に注目したい内容が、義空宛書簡の追伸部分にみえる徐公祐がもたらす物品の動きである。追伸部分には、家兄（徐公直）の書簡・信物があるが、それらは官中の開庫を候って義空へと送る旨を伝えている。また本文中には、前回来航したときに持ってきた貨物は、今回京進しようとしていることを述べる。それらは損折を蒙っているという。

18) 先掲注3) 論文。

②某年10月21日付義空宛書簡

徐公祐より義空宛

孟冬薄寒，伏惟 和尚法体万福，即此公祐在客之下，諸弊可悉，前月中京使至，竟謝垂情，特賜札示，悚媿無極，子姪愚昧，在京深蒙，和尚賜狀教示，甚困心力，反々側々，公祐今度所將些子貨物來，特為愚子姪在此，欲得看集一轉，伏望和尚慈流發遣，暫到鎮西府相見了，却令入京侍奉 和尚，伏惟照察，謹因惠閣梨廻奉狀，不宣，俗弟子徐公祐和南，

十月廿一日

義空和尚法前

別無異物堪獻，錢香毬兩箇，幡子兩箇，宛供養，家兄書中有綾一疋，被官中収市¹⁹⁾ 出不得，今將百和香十兩，宛充代後処，伏望照察，謹空，

孟冬薄寒し。伏して惟るに、和尚、法体万福ならん。即、此の公祐、客の下に在り。諸弊悉すべし。前月中、京使至りて、竟に垂情を謝し、特に札示を賜ふ。悚媿極り無し。子姪愚昧にして京に在り。深く和尚の狀を賜り教示を蒙る。甚だ心力を困む。反側、反側。公祐、今度將す所の些子の貨物來る。特に愚子姪の爲に此れに在り。看集を得んと欲すれば、一たび轉ぜよ。伏して望むらくは和尚、慈流して發遣せよ。暫く鎮西府に到りて相見えらば、却りて入京し、和尚に侍奉せしめん。伏して惟ふに照察せられんことを。謹んで惠閣梨の廻に因りて奉狀す。不宣。俗弟子徐公祐。和南。

十月廿一日

義空和尚法前

別に異物の獻ずるに堪えるもの無し。錢香毬兩箇，幡子兩箇，供養に充つ。家兄の書中に綾一疋有り。官中に収市せられ出だすを得ず。今、百和香十兩を將ちて後処に充て代う。伏して望むらくは、照察せられんことを。謹空。

この書簡でも徐公祐は「即、此の公祐、客の下に在り。」とあることから日本へ來航し、義空に書簡を書いていることがわかる。続けて徐公祐は、前月中に京使がやってくるとともに「竟に垂情を謝し、特に札示を賜ふ。」とみえ、義空から書簡を受け取ったようである²⁰⁾。そして義空の書簡には、甥の胡婆についても触れられていたようだ。徐公祐は、その胡婆を京より鎮西府へ發遣することを申し入れ、今度もたらした胡婆の爲の貨物を直接渡したい旨を述べる。

追伸部分では、錢香毬・幡子といった義空への贈物がみえている。また徐公祐が預かった家兄（徐公直）の書簡には綾一疋が記されているが、それは官中に収市されて出せないことを告げる。その代わりに徐公祐は、百和香十兩を充てている。この書簡の追伸部分において注目したいのは、徐公直から義空へと贈られる綾一疋が官中に収市されてしまい、義空の手元には届けることが出来なかったことである。

19) 大谷大学図書館所蔵本（神田喜一郎氏旧蔵）<http://web.otani.ac.jp/museum/>

20) 先掲注1) 論文。

先の徐公祐より義空宛書簡の追伸部分には、徐公祐が兄徐公直から預かった物品が「官中の開庫」を候って送る旨が記され、この書簡の追伸部分では徐公直の義空への贈物の綾一疋が「官中に収市」されてしまったことが記される。

次にこれらの書簡にみられる「官中の開庫」「官中に収市」という状況について、大宰府鴻臚館で行われる対外交易に関する研究をふまえて理解したい。

2 「官中の開庫」と「官中に収市」をめぐって

9世紀中葉に日本に来航し、鴻臚館に滞在して対日貿易に従事した徐公祐であるが、彼が日本にもたらす物品は官司先買の原則のもとにあった。関市令官司条には次のように規定される²¹⁾。

凡官司未_二交易_一之前，不_レ得_下私共_二諸蕃_一交易_上，為_レ人糺獲者，二_二分其物_一，一分賞_二糺人_一，一分没官，若官司於_二其所部_一捉獲者，皆没官。

関市令官司条によると、官司が交易する前に外国人との私的な交易は禁止されており、その禁を犯したことが露見すれば私的に交易された品々は官に没収された。

また徐公祐が滞在した大宰府鴻臚館は、田島公氏によると外国使節だけでなく、外国からの商客を滞在させ、民間に先駆けて交易を行うことによって、官司による優先的な交易機能を果たす場であったとされる²²⁾。

つまり徐公祐は、日本の中央政府が貿易や情報を独占する大宰府鴻臚館に来航し、官司先買の論理のもと交易を行っていたことが知られる。こうした前提のもと、これまでの研究における書簡の「官中の開庫」と「官中に収市」についての理解は以下のようである。

石井正敏氏は、某年10月21日付書簡の追伸部分にみえる「収市」について、桑原隲蔵氏の研究を引用され「官廷所要の蕃貨を先買する」とことと理解される。そして商人が個人的な贈物に用意した品も、良いものとみれば見逃さずに朝廷に召し上げていると述べられる²³⁾。

田島公氏は、某年6月30日付及び某年10月21日付書簡の追伸部分に触れるなかで、徐公祐がもたらした「貨物」の一部が「官中」の「庫」（府庫か）に一時的に収納され、勝手に交易できないこと、その後、返還されることもあったと理解される。

そして近年、書簡群に新たな分析を加えられた田中史生氏は、某年10月21日付書簡にみえる徐公直の義空への贈物の綾が「収市」を蒙ったことから官司先買の強化を考えられた。また本文中にみえる「京使」が唐物使である可能性が高く、「収市」は唐物使によって行われたと理解された。

ここで唐物使について確認しておきたい。史料上の唐物使の初見は、897（寛平9）年9月下旬頃派遣の蔵人藤原後陰である²⁴⁾。また内容より唐物使と考えられている初見は、863（貞観5）年のものと推

21) 日本思想大系3『律令』（岩波書店、1977年）443頁。

22) 田島公「大宰府鴻臚館の終焉 — 8世紀～11世紀の対外交易システムの解明 —」（『日本史研究』389、1995年）。田島氏の説は、この論文による。

23) 石井正敏「一〇世紀の国際変動と日宋貿易」（『新版古代の日本 第二巻 アジアからみた古代日本』角川書店、1992年）。桑原隲蔵『蒲寿庚の事蹟』（平凡社、1989年）、228頁参照。

24) 『古今和歌集』巻8、385詞書。稲川やよい「『渡海制』と『唐物使』の検討」（『史論』44、1991年）参照。

定される唐商人陳泰信が円珍へ宛てた書簡にみえる「京中」より来て「唐物」を収買した「朝使」である²⁵⁾。唐物使に関わる規定は、以下の二史料である。

『新儀式』第五，大唐商客事²⁶⁾

大宰府言_上商客着岸之由_一，為_レ令_下檢_二領貨物_一并行_中和市事_上，差_二藏人一人，出納一人_一下遣，
或不遣使，付府官，或_レ使等檢_二領唐物_一參上，厥後更遣_二出納一人_一，令_レ弁_二賜直_一，令_二太政官奏_一，
被遣藏人所雜色等。

『侍中群要』第八，諸使事²⁷⁾

唐物使<sub>古弁已下，近代藏人已下
所小舍人，御躰，官府。</sub>

10世紀後半の『新儀式』及び藏人・藏人所の職務について書かれた『侍中群要』からは、唐物使は藏人所より藏人一人・出納一人が派遣される使であり、古くは弁官已下が遣わされたことがわかる。その職務の内容は、商客の貨物を検領し和市の事を行うことであり、また唐物使が派遣されず、大宰府の官人に任される場合や、藏人所の雑色等を遣わすこともあった。唐物使は、唐物を検領した後、内裏に參上し、代価については、検領後に出納一人が遣わされて支払われるものと規定される²⁸⁾。

唐物使の職務の内、「検領」の実態については、天長8年9月7日付（831年）の「応檢領新羅人交関物」という事書のある大宰府に下された官符をもとに、田島氏が考察されている。

『類聚三代格』卷十八，夷俘并外蕃人事²⁹⁾

太政官符

応_レ檢_二領新羅人交関物_一事

右被_二大納言正三位兼行左近衛大将民部卿清原真人夏野宣_一備，奉_レ勅，如_レ聞，愚闇人民傾_二覆櫃運_一，踊貴競買，物是非_レ可_レ韜_レ適弊則家資殆罄，耽_二外土之声聞_一，蔑_二境内之貴物_一，是
実不_レ加_二捉搦_一所_レ致之弊，宜_下下_二知大宰府_一嚴施_二禁制_一，勿_上レ令_二輒市_一，商人来着，船上雜物一色已上，簡_二定適用之物_一，附_レ馭進上，不_レ適之色，府官檢察，遍令_二交易_一，其直貴賤，一依_二估價_一，若有_二違犯者_一，殊處_二重科_一，莫_レ從_二寬典_一，

天長八年九月七日

下線部について田島氏は、商人が来着すると、船上の雑物を一つ残らず全て簡び定め、朝廷で必要とする物（「適用之物」）は馭に付けて京進し、不必要な物（「不適之色」）は大宰府の官人に檢察させ交易させたと理解される。そして、この官符より「検領」とは、船上の雑物を一つ残らず全て調べ、朝廷で必要とするものを選び把握し、京進することであると定義された。また「和市」については、値段を交

25) 「陳泰信尺牘」（『園城寺文書 第一卷 智證大師文書』講談社，1998年）112-113頁。松原弘宣「陳泰信の書状と唐物交易使の成立」（『続日本紀研究』317，1998年）。

26) 山内晋次「中国海商と王朝国家」（『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館，2003年，初出1993年），前掲注22）田島氏論文が『群書類従』の誤字脱字を補う。

27) 目崎徳衛校訂・解説『侍中群要』（吉川弘文館，1985年）150頁。

28) 唐物使については，注24）稲川氏論文，注25）松原氏論文のほか，林呈蓉「大宰府貿易の再検討」（『海史研究』47，1990年），河内春人「宋商客曾令文と唐物使」（『古代史研究』17，2000年）など参照。

29) 新訂増補国史大系『類聚三代格』（吉川弘文館，2000年）569-570頁。

渉して決める交易と理解され、唐物使はその監督も行ったとされる。

また10世紀から12世紀前半に日本へ来航した中国海商が大宰府等を通じて朝廷に提出した文書を分析された山内晋次氏は、中国海商が「貨物解文」と「和市物解文」の2種類を朝廷に進上していることを指摘された。そして朝廷に進上された「貨物」とは朝貢品の物品であり、「和市物」とは朝廷との交易品であると理解される³⁰⁾。

山内氏の指摘をふまえ田島氏は、「貨物」とは積載した全ての物品を指す場合が多いが、その中でも唐物使の選別の結果、強制的に差し押さえられ、代価を支払われずに京進された物品も「貨物」と呼ばれたとされる。また「和市物」を差し押さえ・代価未払いのまま京進される対象から外れ、商客と値段協議の上で交易され、現地で代価を支払われた後に京進されるものとされる。

渡邊誠氏は、田島氏の「貨物」「和市物」の区別について交易形態によるものではないとして批判を加えられ、「貨物」「和市物」の区別は商客来着時になされるものであり、また交易を二段階とすることも困難であるとされた。そして『新儀式』大唐商客事の理解については、「貨物」を将来品一般（「貨物」「和市物」）ととらえ、「和市を行ふ」は検領した物品の代価交渉を指すと解釈される³¹⁾。

田島氏の理解によると「検領」とは船上の積載品を全て調べ、必要な品を差し押さえ、京進する一連の行為であった。また渡邊氏は『新儀式』の理解において「検領」される「貨物」を将来品一般と捉えられた。

先掲の『類聚三代格』所収の官符の下線部分をみると、商人が来着し「船上雑物一色已上」が「簡定」され、「適用之物」が駈に附して進上されており、「検領」の主要な内容は「簡定」と「適用之物」の京進と考えられる。そして、その後で「不適之色」が「府官檢察」のもと交易することが許されている。

これらのことから、『新儀式』のいう「検領」については「船上雑物一色已上」を「簡定」し、「適用之物」を京進することに主眼があると思われ、積載品全般を調べることではないと考えられる。また「行和市事」は、渡邊氏が言われる朝廷との代価交渉を指し、そうした価格協議を使が監督したと考えたい。

以上をふまえ、徐公祐より義空宛書簡にみえる「官中の開庫」と「官中に収市」についての理解に立ち戻ると、「官中の開庫」は「検領」との関わりは不明であるが、積載した物品のうち収庫されるものがあり、次いで「開庫」という段階のあったことを示し、田島氏が言われるようにその後、返還されるものもあったのであろう。また「官中に収市」は「検領」の意味する一連の業務が行われた状況であり、徐公直の義空への贈物の綾一疋は朝廷に買い上げらえてしまったと考えられる。これらは、商人が大宰府に到着し鴻臚館に滞在しながら、日本の官による積荷の把握や朝廷への唐物買い上げの具体的な一端を示すものである。

おわりに

以上、『高野雑筆集』下巻所収の書簡群の宛先にみえる唐僧義空の日本での足跡を追い、あわせて書

30) 先掲注26) 山内氏論文。

31) 渡邊誠「平安中期、公貿易下の取引形態と唐物使」（『史学研究』237, 2002年）。

簡群のうちから唐商徐公祐の書簡3通を取り上げ、その内容について初歩的な読解を試みた。書簡群に関する研究を追いながら考察したことをまとめると以下の2点である。

一、書簡群の宛先にみえる義空は、日本の橘嘉智子（嵯峨天皇の皇后）の命をうけた慧萼の尽力によって、仁明朝の847（承和14）年に唐より日本へ招聘されたと考えられる。義空は日本では東寺の西院に住まい、さらに橘嘉智子創建の嵯峨檀林寺に移り、太皇太后橘嘉智子やその所生の仁明天皇、貴族の帰依が厚かった。しかし、『本朝高僧伝』の記述より義空はその後、唐へ帰ってしまったと考えられる。帰唐の理由としては、円珍が『仏説観普賢菩薩行法経文句合記』巻下末に述べる護法守戒の心がない日本の僧尼に義空等は我慢できないものがあったこと、および一番の理解者であった橘嘉智子が850（嘉祥3）年5月4日に崩じたことがあげられる。

二、義空の日本滞在中に出された書簡群の差出には、9世紀中葉に日唐間の交易に従事した徐公直・徐公祐兄弟がみえる。特に日本に来航した徐公祐の書簡からは、義空への信物が大宰府の庫に収庫されている例、朝廷に買い上げられてしまった例がみられ、朝廷が行う9世紀中葉の大宰府鴻臚館での積荷の把握や唐物交易の具体像の一端を示している。

今後『高野雑筆集』下巻所収書簡の宛先の多くを占める義空の日本や唐での人脈を分析することにより、唐僧義空を介してみえる文化交渉の考察を課題としたい。